

新型コロナウイルス感染症の影響に対応する 道路占用許可基準の緩和措置を再延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、一定の条件を満たした場合に限り、**豊橋市と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等**が道路占用許可を得て、路上を利用してできるよう暫定的に**許可基準の緩和措置**を行いました。その緩和措置の占用期間について、令和3年9月30日までとしていたところですが、このたび**令和4年3月31日まで再延長**することとしました。

申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合、発展会等 <p>※豊橋市が支援する理由及び占用許可に対する意見書を添付する必要がありますので、道路占用を希望される方は豊橋市商工業振興課（0532-51-2425）もしくは まちなか活性課（0532-55-8101）へご連絡ください。</p> <p>※それぞれ代表者が一括占用申請してください。</p> <p>※個別店舗ごとの申請はできません。</p>
許可できる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・原則歩道において、沿道店舗側を基本とする。 ・占用後の歩行者空間が、通行量に応じて2m又は3.5m以上確保できる歩道上に限り、沿道飲食店が並ぶ一定の区間を占用許可。 ・安全な通行を妨げる場所や、乗入れ・横断歩道付近は許可しないことがあります。 ・地先の住民、土地建物の管理者の了解を得た場所に限ります。 <p>※現地において占用場所を赤のテープでブロックごとに明示する必要があります。</p>
設置できる物件	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、椅子等、路上利用に必要な施設のうち、道路利用者の安全を損なうおそれのない物件に限ります。 <p>※看板やのぼり旗等の広告物は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置物件は、強風対策や飛散防止のため安全に管理し、設置時間中は定期的に状況確認をするとともに、営業時間外は必ず店舗内に全て収納してください。
必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 道路占用許可申請書 ② 豊橋市の支援等の理由及び占用許可に対する意見書 ③ 位置図 ④ 配置図（占用区域及び設置する店舗毎のエリア分けを記載） ⑤ 設置する店舗や設置物件、店舗責任者・連絡先、営業時間・設置時間等の一覧 ⑥ 占用区域及び区域外で行う清掃・除草等の計画書 ⑦ 現地写真（占用区域を赤枠） ⑧ 地元自治会の同意書 ⑨ 誓約書
占用料	占用許可を受けた区域及び周辺の清掃、除草等を行うことを条件に占用料を免除。後日清掃等の写真を提出してください。
占用期間	令和4年3月31日までの必要な期間（※1ヶ月更新） （令和3年9月30日までを延長）
その他	各警察署（道路使用許可）、保健所（飲食店営業許可等）等の関係機関に対し、各種手続きが必要です。また手数料かかる場合もあります。